

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき	○	他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>協定締結を行う集落の数と農地保全面積はここ数年横ばいで推移しており、集落における農業者の高齢化などが要因として、増加していないものと推測される。</p> <p>しかし、中山間地域等直接支払事業については、国の助成制度であり、中山間地域の多面的機能の維持と山間部の遊休農地の発生を抑制するためには、重要な取組と考える。</p>
見直し・改善内容	<p>中山間地域の集落の活動を行う農業者に対し、活動の継続的な実施を促し、集落数の維持に努めるとともに、農地保全面積の拡大を促進するなど、中山間地域等直接支払制度の説明を丁寧に行い、中山間地域における農業生産活動の継続を促進し、農地の多面的機能の維持と遊休農地の発生抑制を図る。</p>